

# 料金のご案内

## ■ ご家庭向けLPガス料金の仕組みと計算方法

日々お支払いいただくガス料金は、毎月一定の金額のかかる「基本料金」とご使用量に応じてお支払いいただく「従量料金」で構成されています。

LPガス料金

=

基本料金

+

従量料金×使用量(m<sup>3</sup>)

LPガスの使用に関わらず毎月定額でお支払いいただく料金です。

※基本料金の内訳：ガスマーター、調整器、高圧ホース、ガス容器、保守点検、保険料、検針費、ガス配管等

LPガスの使用に応じてお支払いいただく料金です。

※LPガスの輸入価格の変動に応じて、料金が変動します。

## ■ 料金表

基本料金	従量単価
2,000 円(税抜)	540 円／m <sup>3</sup> (税抜)

※上記価格は戸建のお客様に適用いたします。

※消費側の配管、消費設備機器の無償貸与及び設備維持管理費がないお客様が対象となります。

## ■ 法令改正に基づく賃貸住宅等へのご入居者様への対応について

日頃から弊社のプロパンガスをご利用頂き誠にありがとうございます。

この度、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則」並びに「液石法省令の運用及び解釈の基準について」が一部改正され(2017年2月交付、6月施行)、賃貸住宅等のご入居者様との取引内容の説明について、次の通りに義務付けられましたのでお知らせ致します。

- 賃貸住宅等において、プロパンガス販売事業者の費用負担により給湯設備や空調設備その他建物に付随する設備等を設置し、設備等の費用をガス料金と一緒に、若しくはガス料金に含めて一般消費者等(ご入居者様)に請求する場合には、プロパンガスの使用開始の為の書面(14条書面・料金表等)に次の事項を記載すること
  - 賃貸住宅等に販売事業者の費用負担で設置した消費設備等の明細
  - 賃貸住宅等に販売事業者の費用負担で設置した消費設備等の使用量をプロパンガスの料金と一緒に徴収する場合には、毎月徴収する使用料の金額
  - 賃貸住宅等に販売事業者の費用負担で設置した消費設備等の使用料を基本料金や従量料金に含めて徴収する場合には、その旨と基本料金や従量料金に含まれる月額費用の概算額
- プロパンガス販売事業者が一般消費者等(ご入居者様)にプロパンガス料金を請求する都度、請求書や検針票等に料金の算定根拠となる項目(基本料金・従量料金等)を通知すること  
なお、設置した消費設備等の月額使用料を基本料金や従量料金に含めない場合には、設置した消費設備等と月額使用料も併せて通知すること

弊社では、これからも皆様に安心してプロパンガスをご利用頂けますよう、保安の確保のみならず料金の透明性確保に向けても法令順守の徹底を図って参ります。